

大阪働き方改革推進会議・基本方針 ポイント (2019年5月)

- 「中小企業の町」大阪は、働き方改革による人材確保の好循環、成長と分配の好循環の恩恵を強く受ける地域
 - ✓ 中小企業の存在が大きい地域。同時に、人手不足感が強まる中、人材確保が大きな問題
- 全国と比較して低い女性の就業率、高い非正規雇用割合など大阪府域の実情に留意した取組が必要

⇒ 下記の各分野の取組により、大阪から「働き方改革」を発信

《 大阪の動き 》 2015「大阪働き方改革推進会議」設置 2016～2018 ロードマップの下で相互連携 全国に先駆け金融機関が参画
《 政府の動き 》 2017「働き方改革実行計画」策定 2018「働き方改革関連法」成立 「労働施策基本方針」策定

大阪働き方改革推進会議 ～目的と役割～

- 大阪府域の課題を分野別に特定し、情報共有や意見交換により、必要な取組を連携して実施
- 「労働施策総合推進法」の協議会として、中小企業・小規模事業者等への浸透に留意しつつ連携
- 業種等の特性に応じた対策を検討

《 関連データ 》

- ◆ 人口：884万人（2015）
（2010年をピークに減少）
- ◆ 非正規雇用率：男性24.1%、
女性58.4%（2017）（全
国は男性22.3%、女性
56.6%）
- ◆ 女性就業率（15～64歳）：
61.4%（2015）（全国第
45位。全国は64.7%）
- ◆ 障がい者雇用率達成企業割
合：41.0%（2018）（全
国は45.9%）

I 働き方改革関連法等の内容及び支援策の周知・浸透

- (1) 長時間労働の是正、過労死等の防止に向けた取組
- (2) 雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保
- (3) 最低賃金のための環境整備に関する取組
- (4) 生産性の向上と下請取引対策の強化
- (5) 働き方改革の実施における労使関係の安定

- ・ ノー残業デー、ワーク・ライフ・バ
ランス推進月間（11月）

II 多様な人材の活躍促進

- (1) 人材育成の推進
- (2) 女性の活躍促進
- (3) 若者の活躍促進
- (4) 高齢者の活躍促進
- (5) 障がい者の活躍促進
- (6) 外国人留学生等の就職促進等

III 誰もが活躍しやすい職場環境の整備

- (1) ワーク・ライフ・バランスの実現
- (2) 育児や介護と仕事の両立支援
- (3) 治療と仕事の両立支援
- (4) ハラスメント対策

- ・ 「大阪府地域両立支援推進チーム」
を通じた連携

IV 業種等の特性に応じた対策等

人材不足等により特に労働環境の改
善が求められる業種

- ・ 製造、運輸、建設、介護、医療
- ・ サービス業（卸・小売、飲食）等
のインバウンド関連業種

V その他

構成団体の取組の効果的な
発信に向けた連携

- 「大阪働き方改革推進会議
実行計画」を毎年度作成
- 当面、働き方改革関連法の
施行スケジュールを念頭
- 構成団体は、各々の持つ
チャンネルや強みを生かし
つつ、可能な限り連携した
事業を構築。実行計画に反
映し、実施。
- 事業主、労働者等（求職者、
学生等含む）それぞれに対
する周知や支援を実施

- ✓ マッチング支援
- ✓ 相談窓口
- ✓ セミナー、説明会等
- ✓ 認証・表彰等